

## 令和6事業年度 事業計画書

(令和5年10月1日～令和6年9月30日)

令和5事業年度において概ね3年に渡った新型コロナウイルスも、感染症法上の位置づけが、5年5月8日以降「2類相当」から「5類感染症」に移行され、それまでの特別な対応からインフルエンザ等と同等の対応と変更されました。当倶楽部の各種行事も中止等を余儀なくされることもありましたが、ようやく行事開催も平常に戻りつつありました。しかしながら、新型コロナが終息した訳ではなく、令和6事業年度の事業計画を策定するにあたり、とりわけ各種行事の開催も感染拡大防止に注視しながら公益事業の継続に努めます。また、大正12年7月に当倶楽部が創設されてから100年を迎えました。令和6事業年度は、この節目の年を念頭において、例年の公益行事等に沿った事業と予算計画のもとに、着実な業務運営に努めるものと考えています。

### 1 公益目的事業

#### (1) 教育・文化発展を目的とする学術講演会等の公演活動

多種多様な文化・芸術活動分野で活躍中の専門講師による学術講演などの公演活動を本年度も引き続き開催する。

本活動は、主として文化・歴史、学術及び生涯学習的な分野を視点において、その時々話題性・関心の高いテーマを提供して、受講者の自己啓発と自己充実の実現に寄与するものである。

本年度も、5回の事業を開催する予定である。事業実施にあたっては、当倶楽部の機関誌、ホームページ並びに行政機関等関係団体等と連携し、公益性の観点に即して、多くの一般参加者を募る工夫を行い、効果的な事業を展開する。

また、毎年度、実施してきた歴史・産業等の分野での社会見学等の屋外活動も、本事業の一環として継続実施する。

#### (2) 奨学金の貸与事業

学費の支弁が困難な、山口県の高等学校を卒業した大学生に対して、奨学金貸与事業を行う。また、奨学生の在学中における健全な学生生活の保持と必要な助言等を行っている。令和5年度は就学中20人（令和6年3月卒業予定者4人）であり、令和6年4月の新規奨学生は、5人程度の募集活動を行う。

奨学金の貸与額は毎月1人4万円とする。貸与金返還者は40人の予定である。

また、奨学金貸与のほか、就学中の支援事業としてセミナーや観劇会等研修活動を行い、今後の期待される社会人として、必要な素養を習得させる。

### (3) 教育研究活動に対する助成事業

#### ① ユネスコ世界遺産登録決定に伴う応援支援

平成27年7月に「明治日本の産業革命遺産（九州・山口と関連地域）」が登録決定されたことに伴い、引き続き「世界遺産国民会議」や関係自治体等と連携協力をし、山口県下の産業革命遺産はもとより、多くの関心をもって訪れる見学者等への理解の醸成・環境づくりに協力する。

#### ② 教育環境等整備事業等支援

「地域に根ざした人材を育て教育活動を充実する」ことを目的として、特色ある教育環境を築くために、山口県及び関係自治体等の教育施設と連携して、必要な助成支援を行う。とりわけ、ものづくりや地域支援活動を通じて活動し、人材育成と学習、研究の向上を目指している高校（山口県立田布施農工高校）等に、令和6事業年度（令和4事業年度～同6事業年度支援期間/①農業高校でのJGAP認証に向けた取組及び認証後のGAP活動②小学校連携における地域連携教育の実践③田布施町給食センターを利用した、地産地消の食育教育の実践）も引き続き支援を行う。

#### ③ その他、本事業の趣旨に沿った教育、文化、スポーツ等を通じて、地域貢献や人材育成等を目指した効果的な文化活動事業に対する支援、助成を行う。

### (4) 山口県出身先賢の事蹟を明らかにしその遺徳を顕彰する事業

日本の近代化など歴史上に顕著な貢献を行った、山口県出身の先賢の事蹟を顕彰するとともに、その業績等を広く不特定多数の方に紹介し教育文化の向上に努める。

#### ① 本年度も伊藤博文公墓前祭（10月26日：主催）、明治維新防長殉難者顕彰会（11月3日：協賛）、靖国神社甲子殉難慰霊祭（6月19日：共催）、乃木神社例祭（9月13日：協賛）、その他本事業の趣旨に沿う顕彰行事への協賛等を行う。

#### ② 伊藤博文公墓（品川区西大井）の管理については、本年度も周辺住民や品川区（教育委員会、公園緑地所管部局等）及び地元町会等関係団体との理解と協力を得ながら適切な保全管理を行う。

(5) 機関誌の発行业務（一部共益事業）

当倶楽部の事業活動の効果的運営をめざして、広報媒体として機関誌発行を行っている。本年度も年度間6回（奇数月発行）、各900部程度を発行する。

機関誌は、会員のみならず山口県下の自治体、親交ある他県自治体や協力団体等の講読希望者にも広く配付する予定である。また、編集にあたっては引き続き内容の充実に努める。

(6) その他法人の目的を達成するための必要な事業

当法人の運営基盤は会員（個人及び法人）の会費である。その基盤強化のためには、会員の保持増強活動が重要であり、前記の諸活動に加え、人と人とを繋いだ、いわば人脈ネットワークの構築が大切である。そのために次のような活動を前年度に引き続き行う。さらには、首都圏における山口県への情報発信拠点として、県下の産業、観光、文化活動等の広報、事業に協力するとともに、ふるさと山口県の発展に寄与する。

① ホームページ等による情報公開内容の一層の充実。（随時、ホームページをリニューアル等更新を行う。

本年度も広く多数の方々に、当倶楽部の活動を周知することに努める。

② 法人会員の増強のための情報収集を含む積極的な広報、勧誘活動を行う。

③ 関係自治体や団体を始め、首都圏・山口情報発信ネットワーク協議会とも連携しながら首都圏において、広く山口県の産業、観光、文化等の広報、事業活動に協力する。

## 2 共益目的事業

共益事業活動として、会員相互の懇親やコミュニケーション活動を通じ、当法人の良好な保持と運営のために、次の活動を行う。

(1) 夏祭り（会員、非会員を含めた懇親会を通じ、倶楽部の活動に対する啓発と会員の増強を図る。）

(2) 機関誌の一部（25%程度の掲載割合）に、会員相互の情報交換を目的とした情報や紹介記事などを掲載する。

(3) 会員名簿の発行

会員名簿は3年毎に作成し、前期（令和4年9月末日発行）改訂発行しており、今期は改訂発行しないものとする。（次期作成：令和7年9月末日発行予定）

当該名簿は会員及び関係機関に配付する。あわせて、個人情報の観点から名簿管理について、その保管等の注意を促す。

(4) 福利厚生事業

会員の親睦グループ（コーラス部、ゴルフ部、歴史講演会等）に対して、必要な情報の提供等を行うなどの協力を行う。また、会員の新たな自主的活動を推進し、協力支援を行う。

### 3 法人目的事業

(1) 事務局体制

本年度も年間を通じて計画的な事務処理を進める。また、当倶楽部行事等への参加者や会員の個人情報の管理にも引き続き万全を期する。

また、事務局の効果的な運営と公益法人として適正な執行等に引き続き努める。

(2) 理事、監事並びに理事長（代表理事）、常務理事（業務執行理事）の任期満了（令和6年11月開催予定の定時評議員会の終結時まで）に伴う変更（選任）手続きを滞りなく進めるものとする。あわせて、任期途中で退任した後任理事、並びに後任評議員等の選任についても、同様に進めるものとする。

(3) 事務局の効果的な運営と公益法人として、適正な執行等に引き続き努める

